

No.	⑦-3		R7 当初予算額	—
事業名	離島における割増償却制度		府省庁名	国土交通省
概 要	離島振興対策実施地域のうち、離島振興計画中に産業振興促進事項を定めている地区において、事業（製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等）を行う者が、当該事業のために用いる設備（機械、建物、構築物等）を取得し、使用した場合、普通償却に加え、5年間割増償却を行うことができる。			
支援対象	①主として民間事業者	補助率	償却率 機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%	
対象事業	・ 製造業 ・ 旅館業 ・ 農林水産物等販売業 ・ 情報サービス業等			
支援内容	事業者が、対象事業のために用いる設備（機械、建物、構築物等）を取得し、使用した場合、普通償却に加え、5年間割増償却を行うことができる。			
離島での実績	・ 令和元年 17件 日間賀島（愛知県南知多町）、大崎上島（広島県大崎上島町）、小豆島（香川県小豆島町）、福江島（長崎県五島市） ・ 令和2年 4件 走島（広島県福山市）、福江島（長崎県五島市） ・ 令和3年 6件 走島（広島県福山市）、高島（長崎県佐世保市）、福江島（長崎県五島市） ・ 令和4年 4件 島後（島根県隠岐の島町）、大崎上島（広島県大崎上島町）、福江島（長崎県五島市）			
備 考	措置の対象は、下記2点をいずれも満たす地域に限る。 ①離島振興計画において産業振興促進事項が位置づけられている。 ②過疎地域持続的発展市町村計画において産業振興促進事項が位置づけられていない。			
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課			
連絡先	03-5253-8421			
参照 HP	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/hra_zei.html			